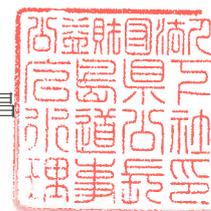


公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、公告します。

令和 7年6月19日

公益財団法人広島県下水道公社 理事長 上仲 孝昌



- 1 修繕業務名
太田川流域下水道東部浄化センター
Ⅱ系再利用棟No. 1－2原水ポンプ修繕業務
- 2 修繕業務場所
広島市南区向洋沖町1番1号
- 3 修繕業務概要
Ⅱ系再利用棟No. 1－2原水ポンプ及び電動機の分解整備を行う。

【機器仕様】

ポンプ仕様

製造者：(株)西島製作所
型式：横軸両吸込渦巻ポンプ (CDM)
口径：500A×450A
吐出量：28m³/min
揚程：9m

電動機仕様

製造者：(株)東芝
型式：250MD
出力 420V、75kW、8P

- 4 工期 (予定)
契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- 5 本件修繕業務の入札に参加する者に必要な資格

(1) 技術要件以外の要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 令和7・8年度の広島県の一般競争入札参加資格を認定されていなければならない業種	機械器具設置工事
イ 認定された一般競争入札参加資格の格付けの等級	A又はB
ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の営業所の所在地	広島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡坂町、同郡熊野町に営業所を有する
エ 前各号のほか、別紙一般競争入札公告共通事項(修繕業務)の1の(1)に掲げる要件を満たしていること	

(2) 技術要件

次に掲げる要件をすべて満たして、それに関する資料の提出ができること

ア 同種(同規模)修繕業務等の元請施工実績 平成22年4月1日から令和7年6月18日までの間に完成検査を受け、引き渡している、右欄の種類の修繕業務等(公共工事等に限る。)の元請施工実績を有すること	陸上ポンプの修繕業務又は設置工事(更新を含む)であって、出力が15kW以上であるもの
イ 配置主任技術者に係る要件 次に掲げる要件及び別紙一般競争入札公告共通事項(修繕業務)1の(3)に掲げる要件をすべて満たす主任技術者を本件修繕業務の現場に右欄の人数配置できること(建設業法第26条第3	1人以上

項の規定により請負金額に応じて専任を求めることがある。） (ア) (1)アの業種について建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ 又は第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者であること (イ) アに掲げる種類の工事において、監理技術者又は主任技術者等 (現場代理人等として監理技術者又は主任技術者に準じて下請 業者を指導する立場であったと認められるときを含む。)として の経験を有すること	
---	--

6 設計図書

(1) 設計図書は、次のとおり閲覧及び公社ホームページに掲載する。

ア 閲覧日時	令和7年6月19日から令和7年7月8日までの毎日（広島県の休日を含める条例第1条第1項の休日（「休日」という。以下同じ。）を除く。）午前9時から午後4時30分まで
イ 閲覧場所	公益財団法人広島県下水道公社（総務課） 広島市南区向洋沖町1-1 電話082-286-8200

(2) 設計図書に対する質問がある場合は、次によって書面を持参により提出すること

ア 受付日時	令和7年6月19日から令和7年7月1日までの毎日（休日を除く。）午前9時から午後4時30分まで
イ 受付場所	(1)イに同じ

(3) (2)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時	令和7年6月19日から令和7年7月8日までの毎日（休日を除く。）午前9時から午後4時30分まで
イ 受付場所	(1)イに同じ

7 入札参加希望書

(1) 本件入札に参加を希望する者は、次により入札参加希望書に、誓約書のほか必要な添付資料（以下「入札参加希望書等」という。）を提出すること。

ア 提出期間	令和7年6月19日から令和7年6月27日までの毎日（休日を除く。）午前9時から午後4時30分まで
イ 提出方法	持参により提出
ウ 提出場所	6(1)イに同じ

(2) 入札参加希望書等の用紙は、(1)アの期間に、6(1)イの場所で配布する。又は公社ホームページからダウンロードすること。

8 入札参加資格の確認結果の通知

令和7年7月1日までに通知する。

9 入札

(1) 入札日時	令和7年7月9日 午前10時30分から
(2) 入札場所	公益財団法人広島県下水道公社（太田川流域下水道東部浄化センター）

10 落札者の決定方法

予定価格の範囲内であり、かつ最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

11 その他

前各項及び前各号に掲げるもののほか、別紙一般競争入札公告共通事項（修繕業務）による。

12 問合せ先

公益財団法人広島県下水道公社（総務課）

広島市南区向洋沖町1-1 電話082-286-8200

一般競争入札公告共通事項（修繕業務）

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- ア この公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、広島県下水道公社の入札等の参加制限及び広島県の指名除外措置、下請制限措置又は低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条第3項の規定に該当したことによる入札参加の制限措置の対象となっていないこと
 - イ この公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件修繕業務の請負人となることを禁止する内容を含まない処分であって、すでに広島県が行った指名除外措置の措置理由たる事情の全部又は一部がその処分理由と重複しているものを除く。）を受けていないこと
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること
 - エ 他の入札参加希望者と次のいずれの関係にある者でもないこと
 - (ア) 他の入札参加希望者の親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）
 - (イ) 他の入札参加希望者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 他の入札参加希望者の親会社の子会社
 - (エ) 役員又は管財人（会社更生法（平成14年法律第154号）第67条の管財人及び民事再生法（平成11年法律第225号）第64条の管財人をいう。以下同じ。）が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者
 - (オ) その他他の入札参加希望者と前記アからエまでのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者
 - オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと
 - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者又はこれらの者が事実上支配していると認められる団体若しくはその構成員でないこと
- (2) 同種（同規模）修繕業務等の元請施工実績が「公共工事等」に限定されている場合の「公共工事等」とは、次に掲げる者が発注した修繕業務又は設置工事をいうものとする。
- ア 国及び地方公共団体
 - イ 当該修繕業務の発注当時において効力を有していた法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）
 - ウ その他ア又はイに準ずる者が発注した修繕業務等
- (3) 配置予定主任技術者の取扱いについて
- ア 配置予定主任技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。なお、恒常的な雇用関係とは、入札参加希望書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。
 - イ 配置予定主任技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。なお、入札参加希望書を提出する時に配置予定主任技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）を記載することができる。
 - ウ 入札参加希望書の提出期限の翌日以降は、その理由を問わず、配置予定主任技術者の変更・差換え等は認めない。
 - エ 工期の延伸等により、配置予定主任技術者を配置することができないにもかかわらず入札した者については、後日指名除外措置を行うことがある。
 - オ 落札後、修繕業務の実施に当たって、入札参加希望書に記載した配置予定主任技術者を変

更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。

(4) 配置技術者の兼務等

配置技術者の兼務等については次のとおりとし、受注者が本件修繕業務に係る主任技術者又は監理技術者を定めて現場に置いたときは、このことについて誓約書の提出を求めるものとする。

ア 他の工事等の監理技術者として配置されていないこと（配置技術者が監理技術者にあつては、監理技術者の職務を補佐する者として、建設業法施行令（以下「施行令」という。）第28条1項で定める者をそれぞれの工事に専任でおくときは、この限りではない。この場合の兼務できる件数は2件とする。）。

イ 施行令第27条第1項に該当しない工事等について、現場代理人として5件（本件修繕業務を除く。）以上兼務していないこと。（災害復旧工事に係る件数を除く。）

ウ 施行令第27条第2項が適用される修繕業務にあつては、2件（本件修繕業務を除く。）以上の技術者又は現場代理人（以下「主任技術者等」という。）として配置されていないこと。

エ 施行令第27条第1項に該当する工事等で、本件修繕業務に関して施行令第27条第2項が適用されないものについて主任技術者等として配置されていないこと。

オ 主任技術者等として兼務又は管理する工事等の施工箇所は、施行令第27条第2項が適用される工事等にあつては、全て同一の流域市町内（当該流域下水道の流域関連市町）であること。

2 入札方法等

(1) 電報又は郵送による入札は、認めない。

(2) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。

ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき

イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき

ウ 入札者が2以上の入札をしたとき

エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき

オ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があつたとき

カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき

キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき

ク その他広島県契約規則第21条各号の一に該当するとき

(3) 開札の結果落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、その場で直ちに、くじ引きを行って落札者を決定する。

3 入札保証金

免除する。

4 契約保証金

免除する。

5 入札参加希望書等について

(1) 入札参加希望書等は、提出者に無断で使用しない。

(2) 入札参加希望書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加させない。また、後日指名除外措置を行うことがある。

6 その他

(1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。